平成２５年（フ）第４６９号
大分県別府市大字鶴見4548番地の266　県営扇山第２－２Ａ－２－39
債務者　大石　　薫（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内963番地
債務者　黒木　　寿
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第６０４号
千葉県松戸市大金平４丁目329番地の３　オーエスハイム201号
債務者　加室　智之
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６１３号
千葉県我孫子市栄５番２号
債務者　石和田　学
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９６号
和歌山市岡山丁60番地
債務者　眞砂八惠子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
山口県岩国市由宇町北１丁目８番21号、住民票上の住所山口県岩国市由宇町南１丁目３番13号
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第８５３号
神戸市北区中里町２丁目３番地302号
債務者　近藤　千恵
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２号
熊本県荒尾市桜山町４丁目７番15号３
債務者　田中　和枝
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１２１号
福島県二本松市郭内１丁目79番地２　かしの木コーポⅡ－２号
債務者　境　　知広
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
千葉県富津市絹484番地
債務者　佐瀬　直子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１７号
千葉県木更津市港南台５丁目12番地３
債務者　廣瀬さやか
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１２２号
千葉県木更津市長須賀2445番地８
債務者　鈴木弘美こと　金　　弘美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２０号
高知県安芸市宝永町８番12号　宝永町団地１号
債務者　信清　友子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
青森市大字浜田字玉川213番地22
債務者　二唐　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７４号
北海道茅部郡森町字港町131番地１（住民票上の住所）
債務者　佐藤　由佳
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６９０号
宮城県多賀城市伝上山４丁目３番20―301号
債務者　大場　康弘
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７２６号
宮城県多賀城市大代５丁目７番15―１号
債務者　西城　　恭
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係